## 目

## 次

頁

第	92	号議案	災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例	12
第	93	号議案	旅館業法施行条例の一部を改正する条例	13
第	94	号議案	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	14
第	95	号議案	埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例	15
第	96	号議案	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	16

第九十二号議案

災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例

を次のように改正する。 災 害 派遣手当等の 額に関する条例(昭 和三十八年埼 玉県条例第三十六号) の 一 部

態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。 第一条第三号中 「第十条」を「第四条の Ŧ. に、 「 新 型 イ ・ンフル エン ザ等緊急事

附 則

Σ  $\mathcal{O}$ 条例 は、 公 布  $\mathcal{O}$ 日 か ゝら施行 Ľ 令 和五年 九 月 一 日 か ら適用する。

令和五年九月二十二日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

ル エンザ等 新 型インフル 対策派遣手当の額を定める等 I ンザ等対策 特別 措置法施行令の一部改正に伴い、 したい ので、この案を提出するものである。 特定新型インフ

第九十三号議案

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

する。 旅 館 業法施行条例 ( 昭 和三十三年埼玉県条例第十四号)  $\mathcal{O}$ 一部を次のように改正

及び第三条の四第三項」に改める。 第一条の二及び第 一条の三中 「及び第三条の三第三項」 を ~ 第三条の三第 \_\_\_\_ 項

第八条中「第五条第三号」を「第五条第一 項第四号」に改める。

附 則

施行する。 めの旅館業法等 Ž の条例は、 の一部を改正する法律 生活衛生関係営業等の 事業活 ( 令 和 Ŧī. 動 一年法  $\mathcal{O}$ 継続に資する環境の整備を図 自律第五 <u>+</u> + -号) の 施 行  $\mathcal{O}$ 日 るた から

令和五年九月二十二日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提案理由

旅館業 Ł  $\mathcal{O}$ 旅 である。 館  $\mathcal{O}$ 業 許可 法 の一部改正に伴い、旅館業の営業者が当該営業を譲渡する場合において、 を受けた地位の承継の要件を定める等したい ので、 この案を提出する

第九十四号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

別表保 項又は第三条 埼玉県手数料条例 健医療部の項第五十七号中「又は第三条の三第一項」  $\mathcal{O}$ 四第一項」に改める。 (平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。 を 「、 第三条の三第

附 則

施行する。 め  $\mathcal{O}$ Σ 旅館業法等 の条例は、 の一部を改正する法律 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るた (令和五年法律第五十二号) の 施 行  $\mathcal{O}$ 日 から

令和五年九月二十二日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

するものである。 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料を定めたいので、この案を提出 旅館業法 の一部改正に伴い、旅館業の営業者が当該営業を譲渡する場合において、

第九十五号議案

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

を 次 埼 玉 のように改正する。 「県ふぐ  $\mathcal{O}$ 取扱 い 等 に 関 する条例 宷 成 十四 年埼 玉県条例 第 七 +八号)  $\mathcal{O}$ 部

相続 に、 第 「又は」を 十六条 人」に改める。 (第一項中 「若しく . に は う い に、 て」 を「が当該営業を譲渡 ~ 相続人」 を 「、 当該営業を譲り受けた者 Ĺ 又は営 業 者 Ē う 6 マロ て 

附 則

- 1 ための から施 この条例 行する。 旅館業法等 は、 生活衛  $\mathcal{O}$ 一部を改正する 生関係営業等の事業活 法 律 ( 令 和 動 Ŧī.  $\mathcal{O}$ 継続に 年 法 律 : 第 五 資する環 十二号) 境  $\mathcal{O}$ 整備  $\mathcal{O}$ 施 を 行  $\mathcal{O}$ 义 H る
- 2に 改 正 おける当該営業を譲り受けた者に 一後の第十 -六条の 規 定 は、 Ľ  $\mathcal{O}$ っ 条 例 い て  $\mathcal{O}$ は 施 行 適  $\mathcal{O}$ 用 日 前 l な に . 営 業 い 0  $\mathcal{O}$ 譲 渡 が あ  $\mathcal{O}$ た 場合

令和五年九月二十二日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

を 承 合に 食品衛 継することとしたい おいて、当該営業を譲り受けた者が新たに 生法  $\mathcal{O}$ 部 改 正 ー を 踏 ので、この案を提出するもの 「まえ、 S ぐ 処 定理施 設 認定を受けることなく営業者  $\mathcal{O}$ )営業者 である。 が当該営業を譲渡 しする場  $\bar{\mathcal{O}}$ 地位

第九十六号議案

警察署の名称、 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 位置及び管轄区域に関する条例 (昭和二十九年埼玉県条例第二十

七号)の一部を次のように改正する。

別表寄居警察署の項中「永田」の下に「、 花園」を加える。

附 則

この条例は、 公布 の 日 から施行する。

令 和 五年九月二十二日提 出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

 $\langle v \rangle$ 深谷市における町 の区域の新設に伴い、 寄居警察署の管轄区域の規定を整備した

ので、 この案を提出するものである。